

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

茶木建設株式会社

平成 1 9 年 9 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 茶木建設株式会社の概要

II . 審査経過

III . 茶木建設株式会社の審査における判定事由書

I 茶木建設株式会社の概要

1. 申請者名称・所在地 茶木建設株式会社 代表取締役社長 茶木義之
北海道紋別郡遠軽町1条通り南1丁目8番地13
2. 認定事業体 茶木建設株式会社
3. 事業内容・業種 総合建設業／土木・建築・建具・その他工事

4. 沿革・概要

茶木建設株式会社は、遠軽町及び周辺市町で、土木・建築等の総合建設業を営む工務店である。

1951年に茶木組として発足し、1959年12月に組織変更により、茶木建設株式会社を設立、土木・建築・管・とび・水道事業を行い、現在に至っている。

住宅建築は、木造軸組の手刻みによる在来工法にこだわった注文住宅を中心に手がけてきており、最近では、地域のカラマツ材の需要拡大を推進するため、牛舎などの大規模な木造農業施設の建築も行っている。

昨年度の完工高は378,665千円（土木－224,077千円・建築－154,588千円）

【木材・木製品の年間取扱実績】

（平成18年5月1日～平成19年4月30日）

建築実績：住宅 2棟
堆肥舎 3棟

製材使用量：110m³

【従業員数】

42名（職員－11名・土木－21名・建築－10名）

【社内の建築資格所有者】

國分基郎－2級建築士・1級土木施工管理技士・1級建築大工技能士

木村昭夫－2級建築士

木村正和－2級建築施工管理技士

山崎武美－1級建築大工技能士

5. 分別・表示管理体制の確立

茶木建設株式会社(以下：同社)は、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の生産・加工・組み立て計画書」を定め、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、建設の各段階で混在しないよう、分別・表示し、認証林産物の普及・PR を図ることとしている。

(以下概略)

- ①受入－製材受入時には、認証材産物を確認し木材チャック等で木口に印付を行う
- ②保管－認証林産物で有ることが誰でもわかるようにスプレー等で表示する。
また、掲示板等で第三者にも識別できるように表示する。
- ③加工－期間を決めて集中して行い、非認証林産物と混在しないように梱包など行う
- ④現場－現場での認証林産物を使用する場合は、非認証林産物は搬入しないよう徹底する。

なお、「SGEC 森林認証－事業体管理体制」を下記のように定めている。

- ・ 統括責任者－茶木義之
- ・ 管理責任者－茶木義尚
- ・ 工事管理(積算・設計)担当－木村昭夫
- ・ 建設部(加工・施工)担当－木村正和
- ・ 工事係(現場技能者)担当－山崎武美

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の生産・加工・組み立て計画書
- ・ SGEC 森林認証－事業体管理体制図
- ・ 茶木建設加工場平面図
- ・ 認証林産物入・出荷整理簿
- ・ 木材調書
- ・ 認証林産物社内検査報告書

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 茶木建設株式会社の審査経過

茶木建設株式会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの
児島裕、野田昭一、の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年7月10日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

8月29日／書類確認及び現地確認

(場 所)

茶木建設株式会社事務所及び同社加工場
木造牛舎建築事例（遠軽町生田原）

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕

(出席者)

茶木建設株式会社	常務取締役	國分基郎
	取締役	茶木義尚

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 茶木建設本社において事業の概要、現行の建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社加工場において、保管場所の有無、資材保管の現状等分別状況を確認した。
4. 建築現場における工程管理、使用部材の分別状況・使用状況を確認した。

9月18日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の生産・加工・組み立て計画書
- ・ SGEC 森林認証－事業体管理体制図
- ・ 茶木建設加工場平面図
- ・ 認証林産物入・出荷整理簿
- ・ 木材調書
- ・ 認証林産物社内検査報告書

Ⅲ. 茶木建設株式会社の審査における判定事由書

審査委員会により、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、「茶木建設株式会社審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、茶木建設株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である
持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

茶木建設株式会社（北海道紋別郡遠軽町）は、1951 年以來、地元の土木・建設業に携わってきた中堅事業体である。幅広い事業展開をしており、道路建設などの土木においても実績を上げ、昨年 of 完工高は、378,665 千円（土木-224,077 千円・建築-154,588 千円）となっている。

1-2 / 妥当である
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である
認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

住宅建築は、木造軸組の手刻みによる在来工法にこだわった注文住宅を中心に

手がけてきており、最近では、地域のカラマツ材の需要拡大を推進するため、牛舎などの大規模な木造農業施設の建築も行ってきている。

昨年は、木造新築住宅2棟、木造堆肥舎3棟を建築しており、事業目的及び内容は、適合している。

2-2 / 向上目標

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回の SGEC 認定事業体への取組は、同時に認定申請している置戸林産流通加工協同組合連合会と佐呂間町森林組合と連携を取りながらのもので、取引関係のある紋別地域における SGEC 森林認証材のブランド化に建築業者として協力しようとするものである。

今後、紋別地域及び上記事業体と連携を取りながら、認証材のPRに努め、需要拡大に努める意向である。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

茶木建設株式会社では、国産材普及係を設け、置戸林産流通加工協同組合連合会と佐呂間町森林組合と連携を取りながら、地場産業である畜産や農業施設への地元産材の利用に熱心に取り組んできており、これまで、鋼材が主流だったこれら施設の木造化に貢献してきた。

このような取組を、自社のホームページなどを通じて広くPRしている。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

茶木建設株式会社では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」に基づいた「認証林産物の生産・加工・組立計画書」を立てている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

茶木建設株式会社の加工場には、分別に十分な土場が併設されているとともに、加工場内部にも、十分な広さの資材保管庫が備えられていることを確認した。

また、「認証林産物の分別・表示管理方針書」に基づいた「SGEC 森林認証事業体管理体制」を整備している。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

茶木建設株式会社では、分別・表示管理を担当する「管理責任者」及び各部門に担当責任者を配置している。

また、トレサビリティに関する研修を行い、分別・表示管理の趣旨の周知を図るとともに、「認証林産物社内検査」項目を定め、分別・表示が徹底されるよう配慮している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物は、コード番号を明確に区別し、伝票など帳票類は、5年間保存して、認証林産物の流通・情報の明示、公開に備えることとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。